

入札説明書

米子市掲示第3号に係る入札公告（以下「公告」という。）に基づく入札等については、当該公告及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

- 1 公告日 平成20年1月8日（火）
- 2 契約者 米子市
- 3 担当部課 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地
米子市総務部入札契約課（電話0859-23-5365）

4 入札物件

- (1) 業務名 米子市学校給食輸送業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書のとおり

- 5 入札方法 一般競争入札

6 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(2) 日時

平成20年1月8日（火）から同月25日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに平成20年1月14日（月）を除く。）の午前9時から午後5時まで

7 入札参加資格

次に掲げる事項をすべて満たしていなければ、入札に参加できません。

- (1) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）の規定に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可証を取得していること。
- (2) 平成20年1月1日現在で、米子市に本社、支店、営業所又は事業所のいずれかを有している法人であること。
- (3) 平成20年1月1日現在で、一般貨物自動車運送事業を5年以上営業していること。

- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
- (5) 次項第1号に規定する入札参加申込みの期限から入札執行の日までの間に、入札参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、申立てがなされている者にあっても、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り)を受けた場合は、この限りでない。
- (7) 次に掲げる項目の納付において滞納がないこと。

ア 市税

イ 消費税及び地方消費税

8 入札参加申込みの期限及び場所

(1) 期限 平成20年1月25日(金) 午後5時

(2) 場所 米子市加茂町一丁目1番地 米子市総務部入札契約課

(3) 提出書類等

ア 入札参加申込書(様式第1号)

イ 一般貨物自動車運送事業の許可証の写し

ウ 営業証明書(米子市市民人権部課税課で発行。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限り。)

エ 同意書(様式第2号)

オ 消費税及び地方消費税の納税証明書(申込日前1年間に法定納期限の到来した消費税及び地方消費税の納税証明書。ただし、申込日前3か月以内に発行されたものに限り。)

9 入札保証金

免除とします。

10 入札の方法

郵送又は電送による入札は、認められません。

11 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成20年1月31日(木) 午後1時30分

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

12 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時

平成20年1月21日(月) 午後1時30分

(2) 場所

米子市加茂町一丁目1番地 米子市役所本庁舎2階 202会議室

(3) 申込期限及び申込先

平成20年1月18日(金) 午後5時
米子市総務部入札契約課 電話申込可(0859-23-5365)

13 入札の手順

(1) 持参物

- ア 入札書及び封筒
- イ 委任状(代理人が入札する場合)
- ウ 印鑑(代理人の場合は、代理人の印鑑。なお、ゴム製のものは、不可)
- エ 筆記用具(鉛筆不可)
- オ 辞退する場合の辞退届用紙

(2) 入札書・委任状・辞退届の記入方法

別紙記載例のとおり

(3) 落札者の決定

- ア 予定価格(非公表)を下回る入札金額のうち、最低価格を提示した者を落札者とします。

イ 予定価格を下回る入札金額がなかった場合は、引き続き、再度入札を行います。入札は、最高3回まで行います。

ウ 落札者となるべき入札者が2人以上いる場合は、くじによって落札者を決定します。この場合において、くじを辞退することはできません。

エ 入札執行を3回まで行っても予定価格に達した方がおられない場合には、最後の入札で最低金額を提示された方と示談をすることがあります。この場合でも、予定価格(非公表)を変更することはありません。

オ 入札結果(入札者名、入札金額等)は、入札後に一般公開予定ですので、ご了承ください。

(4) その他の留意事項

ア 入札開始時刻までに入札場所に参集されなかった方は、入札に加わることはできません。

イ 入札者が1人であっても、入札は実施します。

ウ 入札書には、記名押印をしてください。

エ 入札金額は、算用数字を使用して記入してください。

オ 入札金額は、明確に記入するものとし、これを訂正することはできません。

カ 再度入札以降において、前回の最低金額と同額又はこれを上回った金額を記入することはできません。

キ 他の入札者の代理を兼ねた者の入札は無効となります。

ク 2人以上の入札者の代理をした者の入札は無効となります。

ケ 代理人による入札をしようとするときは、必ず委任状(受任者の意思が明確であるものに限る。)を提出してください。

コ 入札者は、入札書を提出するまでの間に入札辞退届又は入札を辞退することを明記した書面を提出すれば、いつでも入札を辞退することができます。

サ 入札手続については、この入札説明書に記載のほかは、地方自治法施行令、米子市契約規則(平成17年米子市規則第43号)及び米子市会計規則(平成17年米子市規則第44号)に定める規定に基づき執行いたします。

14 お問い合わせ先

〒683-8686 鳥取県米子市加茂町一丁目1番地

業務仕様についてのお問い合わせは、平成20年1月25日(金)までと
します。

<参考> 地方自治法施行令第167条の4

- 1 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- 2 普通地方公共団体は、次の各号の一に該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員
の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

学校給食輸送業務仕様書

1 業務内容

米子市立学校給食センター等において調理した学校給食を常に衛生に留意し、米子市が作成する輸送業務計画書に基づき、衛生的な装備を施した給食輸送用車両 7 台で輸送する。

2 業務の処理

(1) 委託期間 5 年間

平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 5 年 3 月 3 1 日まで

(2) 業務対象校 別紙 1 のとおり

(3) 配送・回収計画 別紙 2 のとおり (予定)

配送・回収時間は以下のとおりとする。

配送時間は、おおむね午前 1 1 時から正午まで

回収時間は、おおむね午後 1 時 1 0 分から 2 時 3 5 分まで

(4) 業務処理回数 年間 1 9 0 回から 2 0 0 回程度

(5) 業務従事者

ア 輸送業務の処理に従事する専任の従事者及び専任の従事者に欠員が生じた場合の従事者 (2 名程度) を、毎年米子市が指定する日 (原則として各年 4 月の業務開始日の 1 週間前) までに登録すること。

イ 従事者は (欠員補充者を含む。) は、「学校給食衛生管理の基準」に基づき、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌群に係る便の検査を月 2 回及び健康診断を年 1 回実施すること。健康診断結果については医師の証明を添付し、速やかに報告すること。なお、便の検査において異状があ

った場合は、業務の従事を制限する場合もあるので、ペロ毒素等の有無について追跡検査を行い、その結果を報告すること。

便の検査及び健康診断に要する費用は、受託者の負担とする。

ウ 従事者の衛生管理については、米子市教育委員会及び衛生管理に係る監督機関の指導を受け、自ら実施しなければならない。

エ 従事者は、業務の処理中清潔な白衣、帽子、長靴等を着用しなければならない。

なお、従事者が着用する白衣、帽子、長靴等は受託者の負担とする。

(6) その他の業務

ア 従事者は、輸送開始 30 分前には事前に輸送車両の点検を終え、輸送のできる体制に整えておき輸送業務に支障のないように万全を期すること。

イ 輸送車両の洗浄及び点検、整備は勿論のこと、各共同調理場及び業務対象校における給食輸送用コンテナ（以下「輸送用コンテナ」という。）積み込み等に従事すること。

(7) 従事者の行為に対する責任

ア 受託者は学校給食が教育の一環である事を認識し、従事者について、服装及び態度に十分注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。

イ 受託者は従事者にたいして安全教育等を実施し、交通規則等を遵守し常に安全運転をするよう指導すること。

(8) 業務の完了報告及び検査

ア 米子市が指示する項目を記載した、日々の運行記録を業務処理日ごとに提出すること。

イ 毎月の業務の処理を完了したときは、その都度翌月の5日までに完了報告書を提出し、米子市の検査を受けること。(ただし、3月の業務については、同月末とする。)

3 輸送車両

(1) 車両台数 7 台

(2) 車種等 普通貨物 (事業用)

参考 (長さ : 6 0 0 cm × 幅 : 2 0 0 cm × 高さ : 2 8 0 cm 程度)

(3) 最大積載量 2 , 0 0 0 kg

(4) 装備等

ア 輸送用コンテナを収納するボックスは、給食の安全性、衛生面に十分配慮した車両とし、次のとおりとする。

(ア) 内寸 食缶、食器等を収納する輸送用コンテナ (間口 1 3 0 cm ・ 奥行 7 7 . 2 cm ・ 高さ 1 5 0 cm) 6 台が積載可能であること。

(イ) 外装 側面外板は、アルミ製パネルとし、米子市が指定する文字等を表示することとする。
(表示する文字 : 米子市学校給食及び受託会社名)

(ウ) 内装 ・ 前、側、天井、後方ドア内板は、抗菌カラーアルミ (ホワイト平板) 製とする。

・ 前面 (2 段) 、 側面 (1 段) に緩衝用の室内保護材 (衛生的な材質) を取り付けるこ

と。

- ・天井には厚さ30mmの断熱材を入れること。
- ・ボックス床面は、抗菌ステンレス(厚さ10mm以上)とし、前及び側面に立上りを15cm程度設けること。
- ・ボックス側面に輸送用コンテナ仕切固定棒受け金具(抗菌ステンレス)を設け、輸送用コンテナを仕切固定棒により固定すること。

(エ) ドア 後方を観音扉とし、側面の扉は不要とする。

イ ボックス床面の高さは、地面から90cm～95cm以内とし、各共同調理場及び業務対象校の配膳室へ給食輸送用コンテナの搬入搬出が速やかにできるようにボックス後部に渡し板(ステンレス製滑り止め付・長さ50cm程度)を取り付けること。

ウ 給食配送時のボックス内部温度が計測できるようにボックス後部に正確に計測できる温度計を取り付けること。

(5) 輸送車両管理等

ア 輸送車両は、自社において保管、管理し常に清潔な状態に保つこと。

イ 円滑に業務が実行できるように常に車両整備を行っておくこと。

ウ 輸送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう速やかに措置すること。

エ 輸送車両及び業務の処理に必要な器具等に係る費用(車

両清掃に係る洗剤、モップ等)全てについて、受託者の負担とする。

オ 米子市は、車両等を随時点検し、不備と認めるものについては、受託者の負担により、その取替え又は修理を命ずることができる。この場合において、受託者は直ちに従わなければならない。

(6) 使用制限

車両は、米子市の学校給食輸送業務以外に使用してはならない。ただし、米子市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(7) 自動車保険等

使用する車両は、次のとおり自動車保険に加入し、その保険証券の写しを提出すること。

- ・対人賠償 無制限
- ・対物賠償 2,000万円

(8) 車両の登録

業務に使用する車両は、事前に米子市学校給食輸送業務に適合している車両か確認を受けること。又、毎年米子市が指定する日(原則として各年4月の業務開始日の1週間前)までに自動車検査証の写しを提出すること。

なお、通行禁止道路通行許可証が必要な米子市立義方小学校へ輸送する車両は、その申請を米子市教育委員会が行うので、主たる運転者名を併せて報告すること。

4 附帯条件

(1) 権利義務等の譲渡の禁止

第三者に対し、業務の全部若しくは一部の処理を委託し、若

しくは請け負わせ、又はこの契約によって生じる権利又は義務を譲渡し、若しくは継承させてはならない。

ただし、米子市が事前に承認した場合は除く。

(2) 損害賠償責任

次の各号のいずれかに該当する場合、その損害を賠償すること。

ア 業務の処理に関し、米子市又は第三者に損害を与えたとき。

イ (3) の規定により、契約が解除された場合において、米子市に損害を与えたとき。

(3) 契約の解除

ア 業務契約を完全に履行しないとき、又は業務契約に違反したときは、米子市は、いつでも業務契約を解除することができる。

イ 上記により業務契約を解除した場合において、損害が生じても、米子市は、その責めを負わない。

学校給食輸送業務対象校

名 称	所 在 地	ホームの形状	ホームの高さ	備 考
学校給食センター		セメント製	90cm	
米子市立明道小学校	米子市陽田町74番地2	鉄製	92cm	
米子市立義方小学校	米子市義方町9番20号	セメント製	93cm	
米子市立就将小学校	米子市愛宕町94番地	鉄、セメント製	94cm	
米子市立住吉小学校	米子市旗ヶ崎五丁目17番1号	セメント製スロープ	88cm	
米子市立車尾小学校	米子市車尾二丁目27番1号	セメント製スロープ	85cm	
米子市立福生東小学校	米子市皆生五丁目18番32号	鉄製	93cm	
米子市立福生西小学校	米子市上福原五丁目4番1号	セメント製 掘込み	83cm	
米子市立福米東小学校	米子市東福原五丁目7番1号	鉄製	90cm	
米子市立福米西小学校	米子市西福原八丁目16番62号	鉄製	90cm	
弓ヶ浜共同調理場		セメント製	91cm	
米子市立崎津小学校	米子市大崎3244番地	セメント製	90cm	
米子市立大篠津小学校	米子市大篠津町190番地	スロープなし	89cm	
米子市立和田小学校	米子市和田町3271番地	セメント製スロープ	89cm	
米子市立弓ヶ浜小学校	米子市富益町1194番地	セメント製スロープ	91cm	
尚徳共同調理場		セメント製	90cm	
米子市立成実小学校	米子市奈喜良81番地	セメント製	73cm	
米子市立箕蚊屋小学校	米子市下新印204番地2	鉄、セメント製	96cm	
米子市立伯仙小学校	米子市尾高418番地1	セメント製スロープ	91cm	
組合立箕蚊屋中学校	米子市下新印196番地4	鉄製	91cm	
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋343番地			食缶等手降ろし
淀江共同調理場		セメント製	90cm	
米子市立淀江中学校	米子市淀江町西原660番地	セメント製	90cm	

学校給食配送・回収計画

配送

1号車	11:00 尚徳共同調理場	11:15 県立養護	11:20 箕蚊屋小	11:40 尚徳共同調理場			12:00 箕蚊屋中
2号車	11:05 尚徳共同調理場	11:10 成実小	11:20 尚徳共同調理場		11:40 伯仙小	11:55 淀江共同調理場	12:00 淀江中
3号車	11:00 学校給食センター	11:15 福米西小	11:35 学校給食センター				11:55 住吉小
4号車	11:00 学校給食センター	11:15 福米東小	11:30 学校給食センター				11:50 義方小
5号車	11:05 学校給食センター	11:15 明道小	11:30 福生西小	11:45 学校給食センター			12:00 車尾小
6号車	11:10 学校給食センター	11:25 福生東小	11:40 学校給食センター		11:50 就将小	12:00 学校給食センター	
7号車	11:00 弓ヶ浜共同調理場	11:15 弓ヶ浜小	11:30 弓ヶ浜共同調理場		11:40 和田小	11:50 大篠津小	12:00 崎津小

回収

1号車	13:30 箕蚊屋小	13:35 県立養護	13:50 尚徳共同調理場		14:05 箕蚊屋中	14:20 尚徳共同調理場	
2号車	13:30 伯仙小	13:45 尚徳共同調理場		13:55 成実小	14:05 尚徳共同調理場		
3号車	13:30 住吉小	13:50 学校給食センター		14:10 福米西小	14:30 学校給食センター		
4号車	13:30 義方小	13:50 学校給食センター		14:05 福米東小	14:20 学校給食センター		
5号車	13:30 車尾小	13:45 学校給食センター		14:00 福生西小	14:15 明道小	14:25 学校給食センター	
6号車	13:10 学校給食センター	13:40 淀江中	13:45 淀江共同調理場	14:00 福生東小	14:15 学校給食センター	14:25 就将小	14:35 学校給食センター
7号車	13:30 崎津小	13:40 大篠津小	13:50 和田小	14:00 弓ヶ浜共同調理場	14:10 弓ヶ浜小	14:20 弓ヶ浜共同調理場	